

工事施行成績評定の受注者自己評価の実施について（受注者説明用資料）

○目的

北海道建設部では、工事施行成績評定の透明性・公正性を確保するため、工事施行成績評定に係る要領及び基準を所定の閲覧所や建設管理課ホームページで公表しているほか、平成17年4月からは「建設業経営効率化推進委員会」からの行政への提言の一つである「工事施行成績評定の透明化・公正化のシステムづくり」の取り組みとして、工事の施工前にあらかじめ工事施行成績評定の説明も行っているところです。

この取り組みに加えまして、受注者の現場代理人に成績評定の内容をより一層理解してもらうことで、共通仕様書や契約書等に基づく施工プロセスが確実に実施され、その結果、公共工事の更なる品質確保が図られることを目的として、工事施行成績評定の受注者による自己評価を試行させて頂くものです。

○自己評価の項目等

受注者の皆さんに評定して頂く内容は、発注者の監督員が評定する項目及び内容と同一のものとしております。

※発注者側の評定は、監督員、主任監督員、総括監督員、検査員が行っております。

○その他

北海道建設部建設管理課では、工事施行成績評定要領や北海道建設部土木工事共通仕様書などの工事を実施するうえで必要となる各種資料をホームページで公表しておりますので、是非ご活用願います。

なお、受注者自己評価の取組は、受注者の任意で行うものであり、監督員等が行う成績評定結果と異なる場合があります。